健康保険組合からのお知らせ

- 令和7年度決算がまとまりました……2
- 被扶養者のみなさん、健診を受けていますか……3
- 接骨院・整骨院で健康保険が使える施術は限られています……4
- 第三者行為による傷病届の提出を！……5
- Kenpo Information……6
- 健保組合設立100周年特別保健事業
  ウォーキングキャンペーンが始まります……8

2026
AUTUMN

～当健保組合はおかげさまで設立100周年を迎えます～



日本化薬健康保険組合
https://www.kayaku-kenpo.or.jp/

令和7年度
決算がまとまりました

3,029万円の黒字決算で終了

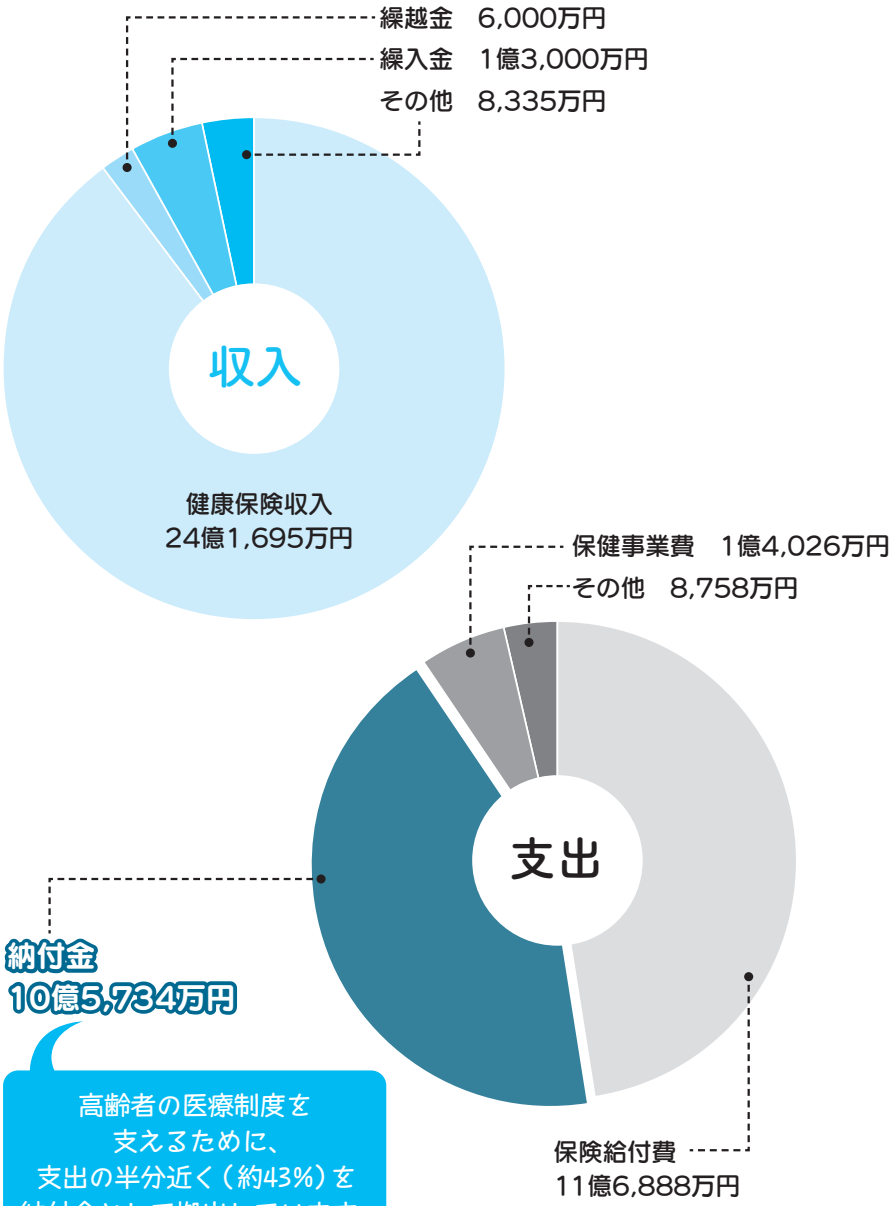
実質的な収支は経常収入24億2,800万円、経常支出23億9,700万円。
その結果、経常収支で3,029万円の黒字決算でした。

令和８年７月10日に開催された組合会において、
令和７年度決算が可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。
※グラフの金額は千円以下を切り捨てています。

一般勘定

一般勘定基礎数値

被保険者数	男	3,022人
	女	807人
	計	3,829人
平均標準報酬月額		42万9,801円
総標準賞与額（年間合計）		62億2,526万円
平均年齢	男	44.54歳
	女	45.20歳
	平均	44.68歳
保険料率	事業主	54.46‰
	被保険者	40.54‰
	計（調整保険料率含む）	95.00‰



高齢者の医療制度を
支えるために、
支出の半分近く（約43%）を
納付金として拠出しています。

介護勘定

収入

科目	決算額（千円）
介護保険収入	352,019
繰越金	1,560
雑収入	7
合計	353,586

支出

科目	決算額（千円）
介護納付金	242,931
介護保険料還付金	179
合計	243,110

介護勘定基礎数値

介護保険第２号被保険者数	2,965人
介護保険第２号被保険者たる被保険者数	2,247人
特定被保険者数	80人
平均標準報酬月額	476,416円
総標準賞与額（年間合計）	43億2,289万円
介護保険料率（事業主、被保険者計）	20‰

健保組合は、会社（事業主）と被保険者が
保険料を出し合って、運営しています。
ご自身とご家族のために、そして健保組合の財政を守るためにも、
健康管理にご協力ください。



マンガで納得! 特定健診を受ける理由

被扶養者のみなさん、健診を受けていますか



「家事や育児、介護で忙しい」「健康面は問題ない」などの理由から、被扶養者の方は健診を後回しにしがちですが、生活習慣病の多くは、自覚症状がほとんどないまま進行するため、早期発見が大切です。健診を毎年受けていれば、体のわずかな変化にも気づくことができます。



年に1回の健診で健康状態を確認できます

健診は1年のうちで半日程度です

病気になったら、治療のための通院や入院などに長い時間を要するだけでなく、金銭的な負担も増えてしまいます。健診を受けて病気の芽を早めに摘んでおきましょう。

病気を早期発見するための健診です

自分では健康だと思っていても、自覚症状がないまま進行している病気はたくさんあります。健診を受けて早期発見できれば、早めに治療や生活習慣の改善に取り組めます。

通院での診察と健診は別物です

持病などでの通院は、原因となる病気や不調を訴えた箇所の診察・治療が目的です。それに対し、健診の検査項目は多岐にわたり、体の状態をチェックしてくれます。

予約はお早めに

職場で健診を受けられる被保険者とは違い、被扶養者は自分で予約をとる必要があります。



特定健診はメタボリックシンドロームのリスクを確認し、生活習慣を見直す機会でもあります。被扶養者のみなさんも年に1回はご自身の健康をチェックしましょう。



“健康保険取扱い”の看板に注意！

接骨院・整骨院で健康保険が使える施術は限られています

接骨院・整骨院の看板に「健康保険取扱い」「各種保険適用」と書かれていても、健康保険が適用されるケースは限られています。肩こりや筋肉疲労などには健康保険は適用されず、全額自己負担となります。厚生労働省も、肩こり・筋肉疲労は療養費（保険適用）から除外すると明示しています。



接骨院・整骨院はなぜ医療費負担が違うの？

そもそも、接骨院・整骨院で施術をしている人は医師ではありません。国家資格をもった「柔道整復師」です。このため、接骨院・整骨院は「医療機関」ではなく、治療は「施術」、医療費は「施術費」となります。

施術費は原則全額自己負担になります。健康保険が適用される場合は、窓口で全額支払った後、「療養費」として健保組合に健康保険適用分（医療費の７～８割）を請求するのが本来の形です（償還払い）。しかし、利便性が考慮された結果、例外的に柔道整復師が患者に代わって申請を行う「受領委任払い」も認められています。

健康保険が適用される場合 これだけ！

外傷性が明らかで、慢性的な状態になっていない

- 打撲
- ねんざ
- 挫傷（肉離れ等）
- 骨折＊
- 脱臼＊

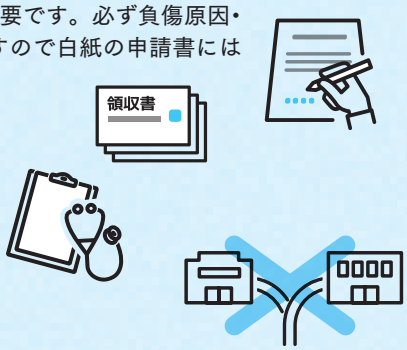
＊骨折・脱臼は応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。

健康保険が適用されない場合（全額自己負担）

- ✕ 単なる肩こり・筋肉疲労
- ✕ 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- ✕ 病気（神経痛など）からくる痛み・こり
- ✕ 脳疾患後遺症などの慢性病による身体の不調
- ✕ 医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急手当を除く）
- ✕ 仕事中や通勤途上におきた負傷

めざせマスター！ 接骨院・整骨院にかかるとき

1. **負傷原因を正確に伝える**
   いつ、どこで、何をして痛めたかを具体的に伝えましょう。仕事中や通勤途上におきた負傷は労災保険が適用されます。
2. **「療養費支給申請書」は内容を確認のうえ自筆のサイン**
   「受領委任払い」の場合は、患者の自筆のサインが入った「療養費支給申請書」が必要です。必ず負傷原因・負傷名・日数・金額を確認してからサインしてください。誤請求の原因になりますので白紙の申請書にはサインしないでください。
3. **領収書をもらう**
   施術の記録になるだけでなく医療費控除の際も必要になります。
4. **長期の施術にもかかわらずよくならない場合は医師の診断を受ける**
5. **ついでの施術は受けない**
   付き添ったついでなどに受けた施術に健康保険は適用されません。
6. **医療機関との重複施術は保険適用外**
   同じけがで、同時期に医療機関で治療を受けながら、接骨院・整骨院でも施術を受けることは、原則として保険適用外です。



柔道整復師の施術内容について、健保組合より確認の連絡をする場合があります。
大切な保険料が適正に利用されているかどうかを確認するためのものですので、
必ずご回答いただけるよう、よろしくお願いいたします。

交通事故、他人とトラブル、食中毒など…

第三者行為による傷病届の提出を!

自分以外の人など第三者（加害者）によって被害を受け治療をするとき、健康保険を使うことができます。ただし健保組合は一時的に医療費を立て替えているだけであり、後日加害者に請求します。被害を受けたら、健保組合が事故の状況や相手方の情報を正確に把握する必要があるため、**「第三者行為による傷病届」をできるだけすみやかに健保組合に提出**してください。



「第三者行為による傷病届」を出さないと…

- **保険給付が認められない**
- **医療費をいったん全額自己負担**

となる可能性があります。

※任意保険に加入している場合、「第三者行為による傷病届」等の届出書類の作成・提出について、契約している損害保険会社からサポートを受けられることがあります。契約先にお問い合わせください。

第三者行為になる場合



- 他人のペットなどによって、けがをした



- 暴力や傷害行為を受け、けがをした



- 外食や購入した食品などで食中毒になった



- ゴルフ、スキーなどの際に他人の行為でけがをした

など

自動車事故にあったら

1 まずは冷静になろう



2 加害者の車のナンバー、運転免許証、車検証を確認



3 警察へ連絡

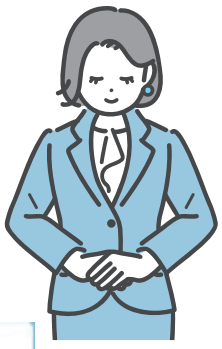


4 示談は慎重に…後遺障害が出る場合も



示談にご注意 加害者と示談を結んでしまうと、示談の内容が有効になり、健保組合が加害者に請求するべき費用を請求できなくなることがあります。示談をする前に必ず健保組合にご連絡ください。

「健保組合からのお知らせ」リーフレットの配布は今回が最後となります



リーフレットの内容と同じものを当健保組合ホームページにも掲載しておりますので、今後はホームページから内容をご覧ください。

当健保組合ホームページ
https://
www.kayaku-kenpo.or.jp/index.html

健康保険組合からのお知らせ

被扶養配偶者の健診について

①「主婦健診」から「配偶者健診」へ名称変更をいたします。



②「配偶者健診」の申し込み方法について（令和9年4月～）

当健保組合ホームページから「申込書」を取得していただく手続きに統一いたします。

※「特定健診」と「巡回レディース健康診断」の申込書を全被扶養配偶者の方に一斉配布しておりましたが、今後配布は行いませんので、ホームページから申込書を取得してください。

③「契約医療機関外」での受診は補助の対象外となります。（令和9年4月～）

「契約医療機関での受診」、「特定健診」、「巡回レディース健康診断」のいずれかから選択して、受診してください。

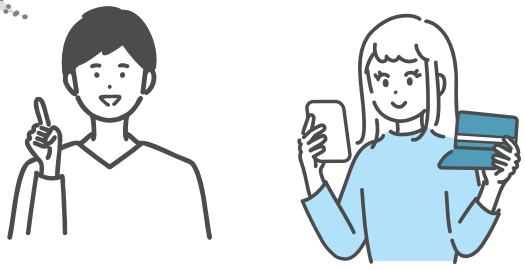
※当健保組合ホームページから「契約医療機関」、「特定健診・集合健診機関一覧」、「巡回レディース受診会場」をご確認ください。

ご家族が被扶養資格を失ったら、5日以内に届出をお願いします

ご家族が被扶養資格を失ったら、５日以内に従業員（被保険者）の方は所属の管理担当者（本社は人事部）、任意継続被保険者の方は当健保組合宛てに「被扶養者失格異動届」の提出をお願いします。

提出が遅れた場合は、資格喪失日に遡って健康保険組合が負担した医療費の返還を行っていただくことになります。また、被扶養者資格は定期的に調査しており、この調査にご協力いただけない場合や、虚偽の申告をされた場合は被扶養者資格を取り消すことがありますのでご注意ください。

ご家族の就職や収入が増えて
認定条件を満たさなくなった場合は
届出をお忘れなく！



マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付しています

現在お持ちの「資格確認書」の有効期限は2026年12月1日です。**「資格確認書」の交付は、以下に該当する場合となります。**

交付対象者

以下の理由に該当し「資格確認書」の交付（再交付）を希望する被保険者等

- マイナンバーカードを紛失したため
- マイナンバーカードの更新手続き中のため
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため
- マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため
- マイナンバーカードを作っていないため
- マイナンバーカードを返納したため
- マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要なため
- 資格確認書を滅失・き損したため

「資格確認書」を2026年12月2日以降も必要とされる場合は、「資格確認書」の交付申請手続きを行ってください（申請書は当健保組合ホームページにあります）。**「資格確認書」は有効期限が設定されますので、有効期限の都度、交付申請手続きが必要となります。**

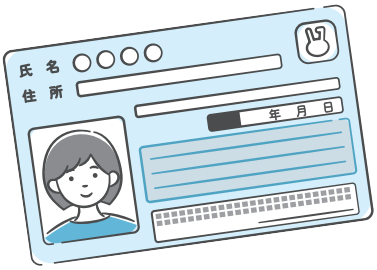
この機会にマイナ保険証への切り替えをお願いします

マイナ保険証の作り方

1 マイナンバーカードを申請

申請方法の詳細はこちら
マイナンバーカード総合サイト
https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/

マイナンバーカードを受け取ったら…



2 保険証利用登録

- 病院などに行ったときに、カードリーダーにマイナンバーカードを入れて登録
- マイナポータルから登録



健保組合設立

100周年

特別保健事業

ウォーキングキャンペーンが始まります

目標達成した方には豪華賞品も！ウォーキングを楽しみましょう！



当健保組合は2026年12月17日に設立100周年を迎えます。

これまで加入者の健康増進を目的に、運動習慣のきっかけづくりや生活習慣改善の一助となるべく、さまざまな保健事業を行ってまいりました。

このたび、健保組合の設立100周年を記念して「ウォーキングキャンペーン」を開催いたします。皆様ふるってご参加ください。

対象者　被保険者

開催期間　2026年12月1日～2027年1月31日

申込期間　2026年11月2日～2026年12月28日

達成賞

目標を達成した方には以下の豪華賞品からおひとつ進呈します！

- QUOカードまたはえらべるPay（3,000円分）
- 今治 ザ ホワイト　木箱入りスリムバスタオル2P
- エクストリーマーアクティブステンレスボトル750ml
- 折りたたみヨガマット
- タニタサイズ　ジムボール
- ダブルウィル2（腹筋トレーニングマシン）

参加方法

キャンペーンサイトからご参加ください。

https://mhwalk.healthlog.jp/kayaku

参加の流れ

1. キャンペーンサイトから「登録はこちら！」ボタンを押す。



2. 団体認証画面でパスワードを入力します。



3. メールアドレスを登録します。



4. 参加登録画面で必要事項を入力します。



5. 登録内容を確認し、登録するボタンを押すと参加登録完了です。



